



# 山形県公報

平成27年2月20日(金)  
第2623号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……195
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……196
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……同
- 種畜証明書の書替交付に伴う通報……………(畜産振興課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(林業振興課) ……197
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可……………(都市計画課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……198

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……199
- 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する  
公告……………(会計局) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警察本部) ……201

## 告 示

### 山形県告示第139号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成27年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称         | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|---------------------------|---------------------|------------|
| 犬 塚 医 院                   | 鶴岡市本町二丁目11番15号      | 平成26.12.11 |
| と よ た か 歯 科               | 東根市大字蟹沢2221番地18     | 平成27.1.1   |
| ト レ ー フ ル な り さ わ 調 剤 薬 局 | 山形市成沢西一丁目2番9号       | 同          |
| こ ん の 小 児 科 ク リ ニ ッ ク     | 山形市銅町二丁目6番6号        | 同 1.5      |
| 羽 黒 調 剤 薬 局               | 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰42番5号   | 同 2.1      |
| 宮 内 さ く ら 調 剤 薬 局         | 南陽市宮内4549番地1        | 同          |

## 山形県告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称     | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日        |
|-----------------------|---------------------|--------------|
| 犬 塚 医 院               | 鶴岡市本町二丁目11番15号      | 平成26. 12. 11 |
| 斉 藤 医 院               | 酒田市相生町一丁目5番10号      | 同 12. 31     |
| と よ た か 歯 科           | 東根市大字蟹沢2221番地18     | 同            |
| こ ん の 小 児 科 ク リ ニ ッ ク | 山形市銅町二丁目6番6号        | 平成27. 1. 4   |
| 羽 黒 調 剤 薬 局           | 鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰42番5号   | 同 1. 31      |

## 山形県告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成27年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称       | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 休止年月日       |
|-------------------------|---------------------|-------------|
| 医 療 法 人 社 団 坂 本 歯 科 医 院 | 南陽市柵塚1867番地3        | 平成26. 12. 2 |

## 山形県告示第142号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次の種畜証明書の書替交付をした旨の通報があった。

平成27年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 証明書番号       | 家畜の<br>種 類 | 品 種  | 名 前               | 飼 養 者               |                        |
|-------------|------------|------|-------------------|---------------------|------------------------|
|             |            |      |                   | 住 所                 | 名 称                    |
| 11380809306 | 肉用牛        | 黒毛和種 | 安秀久<br>(全和黒15017) | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産試験場 |

**山形県告示第143号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鶴岡市越中山字蒔平2の1、3、4、27、字三栗屋124の1
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字蒔平3（次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第144号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、工業団地管理者山形県知事吉村美栄子から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
酒田市宮海地内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成26年12月5日から平成27年2月6日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第145号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 組合の名称  
山辺町嶋ノ前土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
東村山郡山辺町大字根際字七曲504番1
- 3 設立認可の年月日  
平成13年10月23日
- 4 変更認可の年月日  
平成27年2月20日

山形県告示第146号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年 8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

|   |        |                |   |   |
|---|--------|----------------|---|---|
| 〃 | 天童支店   | 天童市三日町一丁目5番32号 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 天童中央支店 | 〃 老野森一丁目4番地12  | 〃 | 〃 |

を

|   |        |                |   |   |
|---|--------|----------------|---|---|
| 〃 | 天童中央支店 | 天童市老野森一丁目4番12号 | 〃 | 〃 |
|---|--------|----------------|---|---|

に、

|   |      |               |   |   |
|---|------|---------------|---|---|
| 〃 | 長岡支店 | 〃 中里五丁目13番39号 | 〃 | 〃 |
|---|------|---------------|---|---|

を

|   |            |                    |   |   |
|---|------------|--------------------|---|---|
| 〃 | 長岡支店       | 〃 中里五丁目13番39号      | 〃 | 〃 |
| 〃 | イオンモール天童支店 | 〃 芳賀土地区画整理事業地内34街区 | 〃 | 〃 |

に、

|   |            |           |   |   |
|---|------------|-----------|---|---|
| 〃 | 新庄支店新庄南出張所 | 新庄市栄町6番1号 | 〃 | 〃 |
|---|------------|-----------|---|---|

を

|   |            |                |   |   |
|---|------------|----------------|---|---|
| 〃 | 新庄支店新庄南出張所 | 新庄市栄町6番1号      | 〃 | 〃 |
| 〃 | 天童支店       | 天童市老野森一丁目4番12号 | 〃 | 〃 |

に改める。

附 則

この規程は、平成27年 2月23日から施行する。ただし、別表第4の改正規定中

|   |      |               |   |   |
|---|------|---------------|---|---|
| 〃 | 長岡支店 | 〃 中里五丁目13番39号 | 〃 | 〃 |
|---|------|---------------|---|---|

を

|   |                |   |                      |   |   |
|---|----------------|---|----------------------|---|---|
| 〃 | 長岡支店           | 〃 | 中里五丁目13番<br>39号      | 〃 | 〃 |
| 〃 | イオンモール<br>天童支店 | 〃 | 芳賀土地区画整<br>理事業地内34街区 | 〃 | 〃 |

に改める部分は、同年3月7日か

ら施行する。

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成27年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成27年1月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人長井あやめ放課後学童クラブ
  - (2) 代表者の氏名  
江口 徹也
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市緑町4番27号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、長井市に在住する児童のうち、学童保育所（学童クラブ）に在籍する児童に対して、健全かつ安全な保育に関する事業と地域に開かれた活動を行い、広く市民の子育て支援に寄与することを目的とする。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される平成27年度における山形県の物品等（工事材料を除く。）及び特定役務（建設工事、設計、測量、調査及びコンサルタントを除く。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、有効期間が平成29年3月31日までの競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

平成27年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調達する物品等及び特定役務の種類
  - (1) 物品等の種類  
貴金属・時計類、工芸品類、看板・旗類、写真類、印章類、楽器・書籍類、スポーツ用品類、木工品・家具類、繊維・皮革製品類、文具・事務調度品類、事務機器類、情報機器類、通信機器類、電機・音響機器類、薬品・塗料類、医療機器類、計測・理化学機器類、産業機器類、農業・土木建設機械類、消防防災機器類、厨房・環境衛生機器類、雑貨・日用品類、自動車類、自動車付属品・自転車類、印刷類、地図・青写真・複写類、燃料類、道路標識・安全保安用品類、船舶・航空機類、古物・不用品買受類、その他
  - (2) 特定役務の種類  
自動車の保守及び修理のサービス、自動二輪車及び雪上車の保守及び修理のサービス、個人用品及び家庭用品の修理のサービス、陸上運送サービス、乗組員付き船舶の賃貸サービス、航空輸送サービス、貨物運送取扱いサービス、宅配サービス、電気通信サービス、コンピュータ関連サービス、市場調査及び世論調査のサービ

ス、広告サービス、装甲車による運送サービス、建築物の清掃サービス、林業及び木材伐出業に付随するサービス（森林経営を含む。）、出版及び印刷のサービス、金属製品、機械及び機器の修理のサービス、初等教育サービス、中等教育サービス、高等教育サービス、成人教育サービス、汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス、映画及びビデオテープの配給等のサービス

## 2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいる者その他これに準ずる者として知事が認める者であること。

## 3 競争入札参加資格審査申請書の提出の時期

規則第125条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は特定調達契約の締結が見込まれる場合において随時に提出することができる。

## 4 申請の方法

### (1) 申請書用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、契約担当課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して契約担当者に提出すること。

イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書及び登記されていないことの証明書

ロ 印鑑証明書

ハ 納税証明書（山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの。）

ニ 使用印鑑届（使用印鑑を設定する場合に限る。）

ホ 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限を営業所等に委任する場合に限る。）

へ 県内事業所一覧表（県内に事業所を有する場合に限る。）

ト 印刷機材等設備明細書（印刷物に係る競争入札の参加資格を得ようとする者に限る。）

チ 契約履行実績一覧表

リ 営業許可・認可証等の写し

ヌ 貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類（以下「財務諸表」という。）

ル 暴力団排除に関する誓約書

ヲ 社会保険・労働保険加入状況一覧表

### (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものについては、日本語の訳文を付し、又は添付すること。

## 5 資格審査及び結果の通知

- (1) 資格審査は、4により提出された書類により行い、当該書類を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。
- (2) 資格審査の結果については、当該申請書を提出した者に通知する。

## 6 資格の有効期間及び更新手続

### (1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成29年3月31日までとする。

### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第1項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称並びに数量  
公用携帯電話サービス 922台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部施設装備課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成26年12月25日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社N T T ドコモ東北支社山形支店 山形市幸町18番9号
- 5 落札金額 995,760円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成26年11月14日

平成27年2月20日印刷  
平成27年2月20日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056